CAMS パソコンサービス関係規定集〔せるふバンク〕

CAMSパソコンサービス規定

1. CAMSパソコンサービス
CAMSパソコンサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）が占有・管理するパーソナルコンピュータ（以下「使用端末機」といいます。）によって当行所定の取引を依頼する場合に利用できるものとします。
2. サービスの利用、本人確認
（1）本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
（2）使用端末機の電話番号は、あらかじめ依頼人が届け出るものとします。本契約の締結に当たっては、あらかじめ依頼人にて通信端末機等をご準備いただくことを前提とします。
（3）本サービスを利用する場合には、当行が定める操作手順に基づいて通信を行い、所定の暗証番号を使用端末機によって、当行宛ご送信するものとします。
なお、本人確認方法としての発信電話番号（、全銀TCP/IP手順または株式会社NTTテクノロジーのANSER−SPC*(*)の場合のみ届け出ることができます。）
（4）本サービスにより利用できる取引の範囲は、使用するソフトウェアによるものとします。
（5）データ内容の作成基準ならびにデータ送信の運用基準については、当行所定の要領によるものとします。
（6）依頼人は、データの送信後はその内容を変更しないものとします。
3. 振込・振替サービス
（1）取引の範囲
（イ）振込・振替サービスは、使用端末機によって、次の振込・振替取引を依頼する場合に利用できるものとします。
①依頼日当日に、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、依頼人が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引。
②ANSER*(*)サービスの場合は、上記①に加えて、依頼日の翌営業日以後7営業日以内の営業日で依頼人が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます。）。
（ロ）本項（イ）における入金指定口座の指定は、あらかじめ依頼人が届け出る方式（以下「事前登録方式」といいます。）により行うものとします。ただし、振込・振替予約の場合には、都度依頼人が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行うこともできます。
（ハ）本項（イ）の振込・振替取引において、次のいずれかの場合には「振替」として取扱います。それ以外の場合には「振込」として取扱います。
①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内で同一名義となって当行において登録された口座である場合
②本サービスの支払指定口座として届出の当行国内本支店口座間の資金移動の場合
但し、取引時に口座情報（「振込メッセージ等」）が入力された場合は、上記①にかかわらず、上記②の場合でも「振込」として取扱います。
（2）取引の依頼
（イ）振込・振替サービスにおける1回あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、当行所定の金額の範囲内とします。ただし、他の金融機関あての振込または都度指定方式の場合には、この金額は当行所定の範囲内であるかつあらかじめ依頼人が指定した金額の範囲内とします。
（ロ）振込・振替取引を依頼する場合には、あらかじめ、当行が指定した電話番号あてに送信を行い、入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関名・支店名および当該口座の名義・預金種目・口座番号）、支払指定口座の預金種目（口座番号、振込・振替金額、パスワードおよび支払指定口座の暗証番号（以下「通信暗証番号」といいます。）その他の所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。事前登録方式の振込・振替予約および都度指定方式の場合には、振込・振替指定日も入力してください。当行は、入力された事項を依頼内容とします。
（ハ）依頼人は、あらかじめ届け出た本人確認方法に応じて、次により依頼内容を確認してください。都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力してください。
①発信電話番号
当行が発信した通信回線番号・使用端末機の電話番号と届け出の通信回線番号・使用端末機の電話番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認コードを使用端末機によって入力してください。
②可変暗証番号（承認暗証番号）
当行が受信した通信回線番号と届け出の通信回線番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、可変暗証番号および確認コードを使用端末機によって入力してください。
③発信電話番号および可変暗証番号（承認暗証番号）
当行が受信した通信回線番号・使用端末機の電話番号と届け出の通信回線番号・使用端末機の電話番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信したうえ、これを確認のうえ、可変暗証番号および確認コードを使用端末機によって入力してください。
（3）振込・振替契約の成立等
（イ）依頼内容は、あらかじめ依頼人が届け出た本人確認方法に応じて、当行が次の確認をするとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当行が次を確認して取扱いましたうえは、通信暗証番号・可変暗証番号・確認暗証番号・使用端末機の電話番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
①発信電話番号
当行が受信した通信回線番号・使用端末機の電話番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号と届け出の通信回線番号・使用端末機の電話番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号との一致。
②可変暗証番号（承認暗証番号）
当行が受信した通信回線番号・可変暗証番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号（「確証番号」といいます。）と届け出の通信回線番号・可変暗証番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号との一致。
③発信電話番号および可変暗証番号（承認暗証番号）
当行が受信した通信回線番号・可変暗証番号・使用端末機の電話番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号と届け出の通信回線番号・可変暗証番号・使用端末機の電話番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号との一致。
（ロ）依頼内容が確定したときは、その旨の依頼人に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当行または当行CAMSセンターに照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
（ハ）当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻）に、振込・振替資金、振込手数料（第7項（イ）ただし書きの方法により支払うものを除きます。）および振込・振替サービスに関連して必要となる手数料（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。
（二）振込・振替契約は、本項（ハ）に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落しましたことに成立するものとします。
（ホ）本項（二）により振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。ただし、通知発信または振替の処理を行うまでの間に、振込・振替資金等を支払指定口座に返還しますものとします。
（ヘ）当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻）に、振込・振替資金、振込手数料（第7項（イ）ただし書きの方法により支払うものを除きます。）および振込・振替サービスに関連して必要となる手数料（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。
（3）振込・振替契約
（イ）振込・振替サービスは、使用端末機によって、次の振込・振替取引を依頼する場合に利用できるものとします。
①依頼日当日に、あらかじめ依頼人が指定した依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替即時」といいます。）。
②ANSER*(*)サービスの場合は、上記①に加えて、依頼日の翌営業日以後7営業日以内の営業日で依頼人が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます。）。
（ロ）本項（イ）における入金指定口座の指定は、あらかじめ依頼人が届け出る方式（以下「事前登録方式」といいます。）により行うものとします。ただし、振込・振替予約の場合には、都度依頼人が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行うこともできます。
（ハ）本項（イ）の振込・振替取引において、次のいずれかの場合には「振替」として取扱います。それ以外の場合には「振込」として取扱います。
①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内で同一名義となって当行において登録された口座である場合
②本サービスの支払指定口座として届出の当行国内本支店口座間の資金移動の場合
但し、取引時に口座情報（「振込メッセージ等」）が入力された場合は、上記①にかかわらず、上記②の場合でも「振込」として取扱います。
（2）取引の依頼
（イ）振込・振替サービスにおける1回あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、当行所定の金額の範囲内とします。ただし、他の金融機関あての振込または都度指定方式の場合には、この金額は当行所定の範囲内であるかつあらかじめ依頼人が指定した金額の範囲内とします。
（ロ）振込・振替取引を依頼する場合には、あらかじめ、当行が指定した電話番号あてに送信を行い、入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関名・支店名および当該口座の名義・預金種目・口座番号）、支払指定口座の預金種目（口座番号、振込・振替金額、パスワードおよび支払指定口座の暗証番号（以下「通信暗証番号」といいます。）その他の所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。事前登録方式の振込・振替予約および都度指定方式の場合には、振込・振替指定日も入力してください。当行は、入力された事項を依頼内容とします。
（ハ）依頼人は、あらかじめ届け出た本人確認方法に応じて、次により依頼内容を確認してください。都度指定方式の場合には、確認暗証番号も入力してください。
①発信電話番号
当行が発信した通信回線番号・使用端末機の電話番号と届け出の通信回線番号・使用端末機の電話番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認コードを使用端末機によって入力してください。
②可変暗証番号（承認暗証番号）
当行が受信した通信回線番号と届け出の通信回線番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、可変暗証番号および確認コードを使用端末機によって入力してください。
③発信電話番号および可変暗証番号（承認暗証番号）
当行が受信した通信回線番号・使用端末機の電話番号と届け出の通信回線番号・使用端末機の電話番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信したうえ、これを確認のうえ、可変暗証番号および確認コードを使用端末機によって入力してください。
（3）振込・振替契約の成立等
（イ）依頼内容は、あらかじめ依頼人が届け出た本人確認方法に応じて、当行が次の確認をするとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。当行が次を確認して取扱いましたうえは、通信暗証番号・可変暗証番号・確認暗証番号・使用端末機の電話番号につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
①発信電話番号
当行が受信した通信回線番号・使用端末機の電話番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号と届け出の通信回線番号・使用端末機の電話番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号との一致。
②可変暗証番号（承認暗証番号）
当行が受信した通信回線番号・可変暗証番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号（「確証番号」といいます。）と届け出の通信回線番号・可変暗証番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号との一致。
③発信電話番号および可変暗証番号（承認暗証番号）
当行が受信した通信回線番号・可変暗証番号・使用端末機の電話番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号と届け出の通信回線番号・可変暗証番号・使用端末機の電話番号および都度指定方式の場合の確認暗証番号との一致。
（ロ）依頼内容が確定したときは、その旨の依頼人に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当行または当行CAMSセンターに照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
（ハ）当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻）に、振込・振替資金、振込手数料（第7項（イ）ただし書きの方法により支払うものを除きます。）および振込・振替サービスに関連して必要となる手数料（以下「振込・振替資金等」といいます。）を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。
（4）振込・振替契約における振込・振替資金等の引落し不能の場合の取扱い
（イ）振込・振替契約の場合には、当行は、前項（ハ）に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前項（ハ）に規定する振込・振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込・振替の取扱いはしません。この場合、当行は、依頼人に対し、振込・振替資金の引落し不能の旨の通知はしません。
（5）依頼内容の変更、組戻し
（イ）振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座からの当日本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。
①訂正依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届け出の印章（または署名・暗証の届け出がある場合には署名・暗証）（以下「届け出の印章（または署名・暗証）」といいます。）により記名押印（または署名・暗証の届け出がある場合には署名・暗証記入）して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
②当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
（ロ）振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座からの当日本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、届け出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証の届け出がある場合には署名・暗証記入）して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
②当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
③組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届け出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証の届け出がある場合には署名・暗証記入）のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
（ハ）本項（イ）（ロ）の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
（二）訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名・暗証）と届け出の印章（または署名・暗証の届け出がある場合には署名・暗証）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
（ホ）振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
（6）使用端末機による依頼内容の変更・依頼の取りやめ
（イ）振込・振替予約の場合には、依頼内容の変更または依頼の取りやめを行うときは、前項に規定する方法のほか、振込・振替指定日の前営業日の当行所定の時刻までに限り、使用端末機によって当行所定の手続により行うことができます。ただし、振込・振替指定日の前営業日の当行所定の時刻経過後は、当該時刻まで依頼した振込・振替予約の依頼内容の変更または依頼の取りやめは、使用端末機によって行うことはできません。
（ロ）本項（イ）の使用端末機による依頼内容の変更または依頼の取りやめの取扱いについては、第3項（イ）の規定を準用します。
（7）振込予約等
（イ）振込・振替サービスにおける振込の受付にあたっては、当行所定の振込予約料をいただくものとします。ただし、そのうえいについては、当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。
（ロ）第5項（ロ）に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻し手数料をいただきます。
（8）振込・振替取引内容の確認
（イ）振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照会することができます。
（ロ）当行は、本項（イ）の期間内に、依頼人が指定した基準により、その内容を記録した通知を発信します。
（ハ）本項（イ）（ロ）の場合において取引内容に相違があるときは、または本項（ロ）の場合に送信したメッセージ等が届かないときは、直ちにその旨を当行に連絡してください。
4. 照会・通知サービス
（1）照会・通知サービスは、使用端末機によって、当行所定の情報の提供を依頼する場合に利用できるものとします。
（2）当行は、当行所定の仕様（ANSER*サービスの場合は、ANSER*システムの仕様）にもとづき利用サービス内容を送信します。なお、この内容はコンピュータ処理の関係上送信時点より前の時点の内容となる場合があります。
（3）当行は、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があったあとは、既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、訂正データによって通知しますが、最終的な取引内容については、預金通帳・照合表・計算書等によって確認してください。
5. データストリーサービス
（1）取引の範囲
データエントリーサービスは、使用端末機によって、当行所定の取引依頼データの処理を依頼する場合に利用できるものとします。
（2）当行は、当行所定の仕様（ANSER*サービスの場合は、ANSER*システムの仕様）にもとづき利用データ処理内容を送信します。なお、この内容はコンピュータ処理の関係上送信時点より前の時点の内容となる場合があります。
（3）当行は、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があったあとは、既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、訂正データによって通知しますが、最終的な取引内容については、預金通帳・照合表・計算書等によって確認してください。
5. データストリーサービス
（1）取引の範囲
データエントリーサービスは、使用端末機によって、当行所定の取引依頼データの処理を依頼する場合に利用できるものとします。
（2）当行は、当行所定の仕様にもとづき利用データ処理内容を送信します。
（イ）データエントリーサービスの依頼は、あらかじめ依頼人が届け出た方式に応じて、次によるものとします。
①CAMSデータ送信方式
（a）当行所定の応答番号方式（以下「応答番号方式」といいます。）・応答番号定数の届け出がある場合
あらかじめ当行が指定した電話番号あてに取引依頼データを伝送のうえ、すみやかに、応答番号その他の所定の事項を記入した当行所定のCAMSデータ受信票（以下「引渡票」といいます。）を、あらかじめ当行が指定したファクシミリ番号あてにファクシミリ送信してください。
（b）応答番号方式・応答番号定数の届け出がない場合
あらかじめ当行が指定した電話番号あてに取引依頼データを伝送し、当行宛電話連絡のうえ、すみやかに、所定の事項を記入した引渡票をあらかじめ当行が指定したファクシミリ番号あてにファクシミリ送信してください。当行は引渡票を受信したあと、あらかじめ依頼人が届け出た電話連絡担当者（以下「電話連絡担当者」といいます。）あてに電話により確認を行いますので、応答してください。
②処理依頼データ方式
あらかじめ当行が指定した電話番号あてに取引依頼データを伝送のうえ、すみやかに、応答番号その他の所定の事項を記入した処理依頼データを、同じ電話番号あてに伝送してください。
（ロ）データ伝送またはは引渡票のファクシミリ送信は、当行所定の時間内に行うものとします。当行所定の時間内にデータ伝送または引渡票のファクシミリ送信を行う場合は、事前に当行の了解を得たうえで行うものとします。
（ハ）取引依頼データを全国銀行協会連合会で定められたデータフォーマットまたは当行所定のデータフォーマット、処理依頼データは当行所定のデータフォーマットで伝送してください。上記以外のデータフォーマットデータを伝送した場合、当行は処理を行いません。また、これにより取引不能、取扱遅延があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
（3）取引の成立、本人確認等
（イ）依頼内容は、あらかじめ依頼人が届け出た方式に応じて、当行が次の確認をした時点で確定するものとします。当行が次を確認して取扱いましたうえは、応答番号方式・応答番号定数、応答番号、受信したデータ、引渡票等に不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
①CAMSデータ引渡票方式
（a）応答番号方式・応答番号定数の届け出がある場合
当行が受信した引渡票に記載されている応答番号・企業コード・指定日・データ種別・合計件数・合計金額と、あらかじめ依頼人より届け出られた応答番号方式・応答番号定数により算出された番号、および取引依頼データの企業コード・指定日・データ種別・合計件数・合計金額との一致。
（b）応答番号方式・応答番号定数の届け出がない場合
当行が受信した引渡票に記載されている企業コード・指定日・データ種別・合計件数・合計金額と当行が受信した取引依頼データの企業コード・指定日・データ種別・合計件数・合計金額との一致、および電話連絡担当者への確認。
②処理依頼データ方式
当行が受信した処理依頼データの応答番号・企業コード・指定日・データ種別・合計件数・合計金額と、あらかじめ依頼人より届け出られた応答番号方式・応答番号定数により算出された番号、および当行が受信した取引依頼データの企業コード・指定日・データ種別・合計件数・合計金額との一致。
（ロ）依頼内容が確定した場合、当行は依頼データに取引の取扱いを行います。なお、取扱いにあたっては、データ種別に応じて、給与振込・総合振込取扱規定、特別徴収地方税納入取扱規定、口座振替収納事務取扱規定、外国送金サービス取扱規定、輸入信用状受付サービス取扱規定、その他関係する規定によるものとします。
（ハ）次の場合には、依頼内容を確定せず、当行は依頼データに取引の取扱いをしません。また、これにより取扱不能、取扱遅延があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
①CAMSデータ引渡票方式
・引渡票・取引依頼データのうち、いずれか一方でも当行が受信できない場合
・応答番号方式・応答番号定数の届け出があるにもかかわらず引渡票に応答番号が記載されていない場合
・応答番号方式・応答番号定数の届け出がないにもかかわらず電話連絡担当者に連絡が取れない場合
・本項（イ）①に記載された事項の一つでも一致の確認ができない場合
②処理依頼データ方式
・取引依頼データ・処理依頼データのうち、いずれか一方でも当行が受信できない場合
・処理依頼データに応答番号が無い場合
・本項（イ）②に記載された事項の一つでも一致の確認ができない場合
（4）訂正等
依頼人は、データ伝送または引渡票のファクシミリ送信後は、その内容の訂正または取消を行うものとします。
6. 利用手数料
本サービスの利用に際しては、当行所定の利用手数料をいただきます。利用手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ依頼人の指定した決済取引口座から自動的に引落します。
7. 取引内容の確認
依頼人と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の取引内容に基づき当事者間で協議のうえ取扱います。
8. 届け出事項の変更
（1）通信回線番号、可変暗証番号、確認暗証番号、応答番号方式、応答番号定数、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届け出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届け出てください。
（2）前項の届け出の際に生じた損害については、当行は責任を負いません。
（3）第1項による届け出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
以　上
9. 免責事項
（1）当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害などが原因で通信の不通により、取扱いが遅延または不能となったあとは、当行は、その責任については当行は責任を負いません。なお、依頼人が送信したデータを当行が受信完了できた場合は、当行は、依頼人の端末あてに受信ができた旨の電文を送信することにより、受信完了の通知をしますので、依頼人と自身で当行の受信完了を確認するものとします。
（2）当行は、依頼人が電話をしなかったあと、当行の責任により、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
（3）振込・振替サービスにおいて、依頼人が指定する受取人番号を、当行所定の方法によって表示した場合は、当行は当該依頼人番号の表示のみにより取扱いますものとします。また、このために取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
（4）災害・事変、戦判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき、または当行以外の金融機関の取扱いが遅延または不能となったときは、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
（5）本サービスにて送信された通信回線番号・可変暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号・使用端末機の電話番号・受取人番号および応答番号と、届け出の通信回線番号・可変暗証番号・都度指定方式の場合の確認暗証番号・使用端末機の電話番号・受取人番号および応答番号との一致を確認して取扱いましたうえは、これらにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、暗証番号等の情報は、依頼人が厳格に管理するものとします。
（6）本サービスに使用する機器および通信回線の保守・点検等により、一時的に本サービスを止めることがあります。
5. 振込資金の引落し
（1）当行は、あらかじめ取り決めた引落日に振込合計金額を、通帳預金・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した引落口座から自動的に引落します。
（2）この取扱いの際、あらかじめ依頼人より届け出られた方式により次の確認を行って取扱いましたうえは、取引データ、引渡票または処理依頼データにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
①CAMSデータ引渡票方式
伝送された取引依頼データ、ファクシミリ送信された引渡票に記載されている企業コード・納付日・データ種別・合計件数・合計金額が一致し、かつ当行所定の応答番号方式・応答番号定数により算出される番号、引渡票に記載されている応答番号とあらかじめ届け出られた当行所定の応答番号方式・応答番号定数により算出された番号が一致していること。
②処理依頼データ方式
伝送された取引依頼データと、伝送された処理依頼データに入力されている企業コード・納付日・データ種別・合計件数・合計金額が一致し、かつ処理依頼データに入力されている応答番号とあらかじめ届け出られた当行所定の応答番号方式・応答番号定数により算出された番号が一致していること。
③処理依頼データ方式
伝送された取引依頼データと、伝送された処理依頼データに入力されている企業コード・納付日・データ種別・合計件数・合計金額が一致し、かつ処理依頼データに入力されている応答番号とあらかじめ届け出られた当行所定の応答番号方式・応答番号定数により算出された番号が一致していること。
（3）この契約が解約等により終了した場合は、直ちにすべての依頼データを当行に返却します。
（4）当行は、当行所定の事由により、この契約を解約することがあります。
（5）この契約が解約等により終了した場合には、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
（6）依頼人はこの契約の事由により、その責任によらないときは、当行がこの契約を解約することは、当行が依頼人に対する債権を放棄したときに解約されたものとみなします。
8. 届け出事項の変更
（1）支払い停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の通知があったとき
（2）手形交換所の取引停止処分を受けたとき
（3）依頼人の受取の他の当行に対する債権について仮差押え通知、保全差押または差押命令通知が発送されたとき
（4）組戻し期限が経過したとき
（5）住所変更の届け出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において依頼人の住所が不明となったとき
（7）次の各号の一つでも該当し、依頼人との取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該取引を停止し、または依頼人に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあて発信した時に解約されたものとします。
（1）預金者が口座開設申込時に虚偽の事実・重大な事項を告げなかったこと
（2）依頼人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
A 暴力団
B 暴力団員
C 暴力団準構成員
D 暴力団関係企業
E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F その他前各号に準ずる者
（3）依頼人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
A 暴力的な要求行為
B 法的な責任を超えた不当な要求行為
C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
E その他前各号に準ずる行為
11. ソフトウェアの取扱い
当行が貸与したソフトウェアの使用は、本サービスの利用に限るものとし、他人への転貸、譲渡または複製等は禁止します。
（2）ソフトウェアインストール用のCD−ROM等は、相当の注意をもって取扱い、インストールしたCDにハードウェア等の障害時のバックアップ以外の目的には使用しないものとします。
（3）ソフトウェアの改変は、当行の同意なくイ行うことはできないものとします。また、当行の同意を得て改変する場合、必要な経済的負担等は、依頼人の負担とします。
（4）依頼人はソフトウェアを相当の注意をもって取扱い、万一毀損等により使用不能となった場合には、直ちにソフトウェアを当行に返却してください。
（5）この契約が解約等により終了した場合は、直ちにソフトウェアを当行に返却してください。
12. 秘密保持
この契約に伴い知り得た事項については、第三者に漏洩しないものとします。
13. 関係規定の遵守・準用
（1）この規定に定めのない事項については、関係する預金規定、総合口座取引規定、マイカード規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書により取扱います。
（2）振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。
14. 契約期間
この契約の当初契約期間は申込日から1年間とし、契約期間満了日までに依頼人または当行から書面による申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
15. サービス終了
当行は当サービスの一部または全部を終了することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当行所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても当サービスの一部または全部が利用できなくなります。
16. 準拠法・合意所管
本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄所とします。
以　上

給与振込・総合振込取扱規定

1. 委託業務および取引内容・預金種目
（1）給与支給者（以下「支給者」といいます。）は、給与受給者（以下「受給者」といいます。）に対する給与（賞与も含みます。以下同じとします。）支給にあたっては、当行に振込事務を委託するものとします。
（2）当行が預金を託する取引は、当行本支店および当行と給与振込の協定を締結している銀行の本支店と、振込を指定できる預金種目は普通預金および公金預金とします。
2. 振込依頼
振込依頼は、データエントリーサービスを利用し、当行所定の時間内に行ってください。
3. 指定口座の確認
当行に振込事務を依頼するにあたっては、事前に指定口座の口座番号の確認を行ってください。
4. 振込データの処理等
（1）データ伝送された振込データに瑕疵がある場合には、当行はそのデータの処理を行いません。
（2）振込データの伝送が当行所定の時限を過ぎた場合は、振込指定日の処理ができないことがあります。ただし、給与振込の当行所定の時限を過ぎ、総合振込の当行所定の時限内に伝送された給与振込データについては、総合振込の依頼があったものとして振込指定日の処理を行います。なお、事前に依頼人より届け出ある場合は、振込を保留することがあります。
5. 振込資金の引落し
（1）当行は、あらかじめ取り決めた引落日に振込合計金額を、通帳預金・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した引落口座から自動的に引落します。
（2）この取扱いの際、あらかじめ依頼人より届け出られた方式により次の確認を行って取扱いましたうえは、取引データ、引渡票または処理依頼データにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
①CAMSデータ引渡票方式
伝送された取引依頼データ、ファクシミリ送信された引渡票に記載されている企業コード・納付日・データ種別・合計件数・合計金額が一致し、かつ当行所定の応答番号方式・応答番号定数により算出される番号、引渡票に記載されている応答番号とあらかじめ届け出られた当行所定の応答番号方式・応答番号定数により算出された番号が一致していること。
②処理依頼データ方式
伝送された取引依頼データと、伝送された処理依頼データに入力されている企業コード・納付日・データ種別・合計件数・合計金額が一致し、かつ処理依頼データに入力されている応答番号とあらかじめ届け出られた当行所定の応答番号方式・応答番号定数により算出された番号が一致していること。
（3）この契約が解約等により終了した場合は、直ちにソフトウェアを当行に返却してください。
6. 変更・解約等
この取扱いに変更事項がある場合または解約する場合には、当行所定の書面により届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
7. 手数料
特別徴収地方税納入の事務取扱にあたっては、当行所定の次の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ依頼人の指定した決済取引口座から自動的に引落します。
基本手数料　納入書1枚につき○円　（消費税込）
為替手数料　取次扱い納入書1枚につき当行所定の振込手数料　以　上

口座振替収納事務取扱規定

1. 事務の委託
収納事務取扱の委託に際しては、当行に対し、「収納事務の対象」「取りまとめ店」「当行取引店」の範囲、「収納日」を届け出てください。
2. 口座振替依頼書の受理
当行取引店は、預金者から口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます。）および預金口座振替届出書（以下「届出書」といいます。）を受理し、これを承認したときは届出書を送付します。なお、預金者（契約者）から依頼書および届出書を受理したときは、依頼書を当行に送付してください。当行は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは、これを受理せずまたやむを得ず返却します。
3. 口座振替依頼
預金者（契約者）、テーダエントリーサービスを利用し、当行所定の時間内に行ってください。
4. 処理結果の記録

振替済	0	預金口座振替依頼書なし	4
資金不足	1	委託者の都合による振替中止	8
預金取引なし	2	その他	9
預金者の都合による振替中止	3		

5. 口座への入金
当行は、振替日の2営業日後までに振替代金を委託者の預金口座に入金します。
6. 領収証等
当行は、領収証・振替済通知書等の作成・郵送は行いません。
7. 預金者への通知
預金口座振替にあたっては、当行所定の方法により、その旨を預金者に通知してください。
8. 手数料
口座振替収納の事務取扱にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。
10. 届け出事項の変更等
収納事務取扱の委託につき変更等がある場合または解約する場合には、当行所定の書面により届け出てください。
11. 解約・変更通知
当行は、預金者の申出または当行の都合により当該預金者の預金口座振替契約を解約または変更することがあります。ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときは、この限りではありません。
以　上

外国送金サービス取扱規定

1. 外国送金依頼
外国送金依頼は、当行所定のCAMSデータ引渡票をファクシミリ送信し、外国送金データ伝送することにより行うものとします。
2. 指定口座の確認
当行に外国送金を依頼するにあたっては、事前に指定口座の口座番号の確認を行うものとします。
3. 送信時の確認
（1）CAMSデータ引渡票をファクシミリ送信する場合、事前に当行から電話連絡したうえで送信するものとします。
（2）当行はファクシミリ受信後、依頼人あて電話連絡により内容を確認するものとします。
4. 外国送金データの伝送
（1）依頼人から当行への外国送金データの送信は、送金指定日の1ヵ月前の応当日から前営業日の当行所定の時限まで行うものとします。
（2）送信にあたり外国送金データに瑕疵があるときは、当行はそのデータの処理を行いません。
（3）外国送金データの送信が送信時限を過ぎた場合には、外国送金指定日の処理ができないことがあります。
（4）当行が事前にファクシミリ送信されたCAMSデータ引渡票に印影または署名があることを確認し、かつ送信された外国送金データとCAMSデータ引渡票記載の通貨別件数および送金金額とが一致していることを確認して取扱いましたうえは、その CAMSデータ引渡票に偽造、変造その他の事故、または、その外国送金データについて当行の責任によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
5. 外国送金データ引渡票
（1）当行は、送信日の2営業日後までに振替代金を委託者の預金口座に入金します。
6. 領収証等
当行は、領収証・振替済通知書等の作成・郵送は行いません。
7. 預金者への通知
当行は、外国送金指定日までに預金者に対する引落済の通知および入金の督促等は行いません。
8. 振替の停止
預金口座振替による収納を停止したときは、その旨を預金者に通知してください。
9. 手数料
口座振替収納の事務取扱にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ依頼人が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。
10. 届け出事項の変更等
収納事務取扱の委託につき変更等がある場合または解約する場合には、当行所定の書面により届け出ください。
11. 解約・変更通知
当行は、預金者の申出または当行の都合により当該預金者の預金口座振替契約を解約または変更することがあります。ただし、預金者が当該指定預金口座を解約したときは、この限りではありません。
以　上

外国送金サービス取扱規定

1. 外国送金依頼
外国送金依頼は、当行所定のCAMSデータ引渡票をファクシミリ送信し、外国送金データ